

証券コード 319A

2025年3月12日

(電子提供措置の開始日 2025年3月6日)

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷一丁目3番地18号ビラ・モデルナA402

株 式 会 社 技 術 承 継 機 構

代表取締役社長 新 居 英 一

### 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://ngt-g.com/meeting/>

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「技術承継機構」または証券「コード」に「319A」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

また、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使紙に賛否をご表示のうえ、2025年3月27日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- 日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
- 場 所 東京都渋谷区渋谷一丁目3番地18号ビラ・モデルナ4階会議室
- 目的事項  
報告事項 第7期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告および計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件
- 招集にあたっての決定事項  
(1) 書面（郵送）により議決権を行使させた場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場

合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱い致します。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使用紙を会場受付にご提出ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎次の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款15条第2項の規定に基づき、次にあげる事項を除いております。

計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

(添付書類)

# 事業報告

2024年1月1日から  
( 2024年12月31日まで )

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

日本においては長引く少子高齢化に伴い、中小企業社長の高齢化が進んでおります。利益が出ているにも関わらず、廃業する会社も多くあり、事業承継は解決すべき社会の課題であります。

製造業は日本の基幹産業であり、多くの中小製造業は国内大企業や最終消費者にとってなくてはならない存在となっています。一方で事業承継に悩んでいるオーナーや社長は多くおり、中小製造業の譲受を進める当社には追い風となっております。

当社は当事業年度も、中小製造業の譲受 (M&A) を進めてきました。加えて、既存譲受企業の利益の更なる向上を目的とした経営支援を進めており、業務プロセス改善による収益性の向上や、製造現場でのIT活用による生産性の向上に注力しております。

この結果、当事業年度の売上高は334百万円、営業利益は53百万円、経常利益は47百万円、関係会社事業損失引当金繰入額400百万円を計上したこと等により当期純損失は388百万円となりました。

### (2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

### (3) 資金調達の状況

経常的な資金調達については、後述「(10) 主要な借入先及び借入額」に記載しております。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 経営方針と中長期目標

当社は、後継者不足に悩む、または更なる成長を目指す中小製造業の譲受を行い、各社の技術・技能を次世代につなぐことをミッション・経営方針としています。製造業は技術と業態の理解にハードルがあるため、事業承継ニーズに対応できる引き受け手が少ない状況にあります。一方で、ニッチ市場において技術力を発揮して高収益を上げている中小企業は多く存在しています。

当社は、各社の技術・技能を次世代に継承するために、譲受を推進し、譲受した会社の管理体制強化、人材採用、IT導入等の各種支援を実施しております。今後も、上記の取組を継続して実施することで、永続的な企業価値向上を目指しております。

#### ② 外部環境認識

経営者の高齢化や日本社会におけるM&Aの浸透を背景に、国内中小企業のM&A件数は年々増加しております。今後も長期的にM&A件数の伸長が見込まれるため、当社にとっては大きなビジネスチャンスであると捉えております。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区分                       | 第4期<br>2021年12月期 | 第5期<br>2022年12月期 | 第6期<br>2023年12月期 | 第7期<br>(当事業年度)<br>2024年12月期 |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高                      | 62               | 204              | 265              | 334                         |
| 経常利益                     | 1                | 29               | 56               | 47                          |
| 当期純利益又は当期純損失(△)          | 0                | 20               | 37               | △388                        |
| 1株当たり当期純利益又は<br>当期純損失(△) | 0.03円            | 2.51円            | 4.69円            | △49.24円                     |
| 総資産                      | 338              | 431              | 534              | 972                         |
| 純資産                      | 214              | 293              | 370              | △68                         |
| 1株当たり純資産                 | 7.78円            | 17.84円           | 27.43円           | △8.69円                      |

(注) 1. 第4期は決算期変更により、2021年7月1日から2021年12月31日までの6か月間となっております。

2. 当社は、2022年3月10日付で株式1株につき50,000株の割合をもって株式分割を行っております。また、2024年11月1日付で株式5株を1株に株式併合を行っております。そこで、第4期の期首に当該株式分割及び株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 当事業年度において、関係会社事業損失引当金繰入額400百万円を計上したこと等により、当事業年度における純損失が388百万円となり、また、当事業年度末において当社は債務超過の状態となっております。なお、2025年2月5日に東京証券取引所グロース市場へ上場したことに伴う新株式の発行に伴い、資本金及び資本準備金が合わせて1,371百万円増加したことから、本書提出日時点において当該債務超過の状態は解消しております。詳細につきましては、「個別注記表 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 名称                           | 出資比率 | 主要な事業内容                                   |
|------------------------------|------|-------------------------------------------|
| 株式会社豊島製作所                    | 100% | 冷間鍛造、薄膜材料の開発・製造                           |
| TOSHIMA (THAILAND) CO., LTD. | 100% | 冷間鍛造                                      |
| 株式会社東洋マーク                    | 100% | 樹脂プリント、樹脂加工                               |
| FAシンカテクノロジー株式会社              | 100% | 自動はんだ付装置等の開発製造                            |
| エムエスシー製造株式会社                 | 100% | シート材・コイル材切断機の製造販売                         |
| 株式会社篠原製作所                    | 100% | 高機能フィルム・金属箔・紙等の加工機・巻取機<br>機的设计・製造         |
| 京和精工株式会社                     | 100% | 各種産業機器・機械の部品の切削加工                         |
| 株式会社キンポーメルテック                | 100% | 精密板金加工、金属箔加工                              |
| 株式会社エアロクラフトジャパン              | 100% | CFRP(炭素繊維強化プラスチック)製品の設計・<br>製造            |
| 株式会社天鳥                       | 100% | 各種産業機器・機械の部品の切削加工                         |
| 株式会社ティオック                    | 100% | 工事用保安機器の製造                                |
| 株式会社NGTGトレーディング              | 100% | 譲受先各社用会計システム等の仕入販売及び本<br>業である製造業株式譲受以外の投資 |

(7) 主要な事業内容

中小製造業の譲受、及び譲受企業への経営支援

(8) 主要な営業所

本社：東京都渋谷区渋谷 1-3-18 ビラ・モデルナA402

(9) 従業員の状況

| 当事業年度末<br>従業員数 | 前事業年度末比<br>増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|----------------|---------------|--------|--------|
| 9名             | 2名（増）         | 37才3か月 | 1.6年   |

(10) 主要な借入先及び借入額

(単位：百万円)

| 借入先       | 借入残高 |
|-----------|------|
| 株式会社豊島製作所 | 110  |
| 株式会社東洋マーク | 500  |

(11) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年1月31日付で、株式会社ティオックの株式を取得し、連結子会社としております。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式 31,500,000株

(2) 発行済株式総数

普通株式 7,882,778株

(3) 株主数

22名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名    | 持株数（株）    | 持株比率<br>（%） |
|--------|-----------|-------------|
|        | 普通株式      |             |
| 新居 英一  | 6,397,634 | 81.16       |
| 藤井 陽介  | 600,000   | 7.61        |
| 佐藤 大央  | 130,000   | 1.65        |
| 亀田 藍子  | 112,000   | 1.42        |
| 徳田 雄一郎 | 101,000   | 1.28        |
| 永井 裕   | 101,000   | 1.28        |
| 岩間 正俊  | 101,000   | 1.28        |
| 大橋 俊之  | 90,660    | 1.15        |
| 山口 貴弘  | 60,000    | 0.76        |
| 玉川 陽介  | 50,000    | 0.63        |

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 会社における地位 | 氏名    | 重要な兼職の状況                                                                                                                 |
|----------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役    | 新居英一  | 株式会社豊島製作所 取締役                                                                                                            |
| 取締役      | 堀江藍子  | 当社 承継支援部長<br>東洋マーク株式会社 社外監査役<br>FAシンカテクノロジー株式会社 社外監査役<br>株式会社キンポーメルテック 社外取締役<br>株式会社エアロクラフトジャパン 社外監査役<br>株式会社ティオック 社外取締役 |
| 取締役      | 志賀俊之  | 株式会社INCJ 代表取締役会長<br>株式会社and Capital 社外取締役<br>株式会社スマートドライブ 社外取締役                                                          |
| 常勤監査役    | 小暮克夫  | 税理士<br>小暮克夫税理士事務所 代表                                                                                                     |
| 常勤監査役    | 丹羽杏梨  | 京和精工株式会社 監査役<br>株式会社天鳥 監査役<br>エムエスシー製造株式会社 監査役                                                                           |
| 監査役      | 岩間正俊  | 国立大学法人 長岡技術科学大学 技術革新フロンティア<br>教育センター 特任教授<br>株式会社篠原製作所 監査役<br>株式会社豊島製作所 監査役                                              |
| 監査役      | 沖田美恵子 | 弁護士<br>島田法律事務所 パートナー                                                                                                     |

- (注) 1. 取締役堀江藍子の戸籍上の氏名は、亀田藍子であります。
2. 取締役志賀俊之は、社外取締役であります。
3. 監査役小暮克夫、丹羽杏梨、沖田美恵子は、社外監査役であります。
4. 志賀俊之氏は、上場企業の代表取締役として経営に携わった経験があり、会社経営者としての豊富な経験や実績、幅広い見識による適切な助言を期待し、社外取締役に選任しております。なお、本書提出日現在、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
5. 小暮克夫氏は、会計事務所での業務から企業経理及び財務に精通しており、さらに未上場企業での監査役として長年の経験から、当社のコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化に貢献いただけると考え、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、本書提出日現在、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
6. 丹羽杏梨氏は、東京国税局調査部、及び税務署における税務調査や、情報システム担当部署での幅広い業務経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、社外監査役丹羽杏梨氏は当社株式4,728株を保有しておりますが、それ以外に当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
7. 沖田美恵子氏は、検事及び弁護士として高度な専門的知識と幅広い見識、豊富な経験を有し、企業法務に精通していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、本書提出日現在、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定め、当該契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、全ての取締役及び監査役との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令に定める範囲内において当社が負担する補償契約を締結しております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令の規定に違反した場合には補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が負担することとなる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を一定の範囲で保険者が補填するものであります。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員報酬規程」及び「監査役会規則」により定めています。具体的には、取締役の報酬等の上限額を2024年3月29日開催の定時株主総会で定め、報酬額は「役員報酬規程」で基準となる月額報酬基準額を定めております。取締役に支給する報酬等の決定にあたっては、上述の「役員報酬規程」に基づいて、2024年3月29日開催の臨時取締役会決議により決定しております。

監査役の報酬限度額については、2024年3月29日開催の定時株主総会で監査役の報酬総額を年額25百万円と決議されており、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。対象となる監査役は4名（うち社外監査役3名）であります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |        |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|-----------------|-----------------|--------|-------|-----------------------|
|                    |                 | 固定報酬            | 業績連動報酬 | 退職慰労金 |                       |
| 取締役<br>(社外取締役を除く。) | 22              | 22              | —      | —     | 2                     |
| 監査役<br>(社外監査役を除く。) | 6               | 6               | —      | —     | 1                     |
| 社外役員               | 15              | 15              | —      | —     | 4                     |

③ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先である他の法人と当社との関係につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 各役員の主な活動状況

|                | 出席状況                                     | 活動状況                                                                    |
|----------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>志賀俊之  | 当事業年度開催の取締役会20回全てに出席                     | 企業経営経験者としての豊富な知見に基づき、取締役会及び社内重要会議に出席し、経営に対する提言や発言を行っております。              |
| 社外監査役<br>小暮克夫  | 2024年4月5日の就任以降に開催の取締役会14回及び監査役会12回の全てに出席 | 企業経理及び財務に関する業務経験並びに監査役としての業務経験を活かし、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 社外監査役<br>丹羽杏梨  | 当事業年度開催の取締役会20回及び監査役会18回の全てに出席           | 税務分野に関する幅広い業務経験を活かし、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                |
| 社外監査役<br>沖田美恵子 | 当事業年度開催の取締役会20回及び監査役会18回全てに出席            | 検事経験者及び弁護士としての豊富な知見及び経験を活かし、取締役会及び監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っております。        |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

44百万円

(注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査を明確に区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針について、当社では特段の定めを設けておりませんが、監査内容及び監査日数等を勘案し、監査法人と協議の上、適正と判断される報酬額を監査役会の同意を得た上で決定する方針です。当監査役会は、監査法人の監査計画を確認の上、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、監査法人の報酬等につき同意を行っております。

### (3) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に求められる独立性、専門性及び品質管理等の評価を行った上で、再任又は不再任の決定を行うこととしております。

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できない場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案することを検討いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討いたします。検討の結果、会計監査人の解任を決定した場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 会計監査人が過去二年間に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

#### ①処分対象

太陽有限責任監査法人

#### ②処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

#### ③処分理由

他社の訂正報告書に記載された財務書類等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のないものと証明したため。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（内部統制システム構築に関する基本方針）として取締役会で決議した事項は次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人の法令、定款、社会規範遵守の意識を高めるため、「コンプライアンス基本方針」「コンプライアンス規程」を制定し、適宜教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。
  - (2) 原則として毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜機動的に臨時開催し、社外取締役らによるモニタリングのもと、取締役の業務執行状況を相互に監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
  - (3) 取締役及び使用人は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努める。
  - (4) 監査役は、「監査役監査規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
  - (5) 管理部の責任者を内部監査責任者とし、内部監査責任者は監査担当者を指揮・統率し、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
  - (6) 「内部通報規程」に基づき、社内通報窓口及び社外弁護士を情報受領者とする内部通報制度を整備し、法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期の発見及び是正を図る。
  - (7) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除する「反社会的勢力対応規程」を制定し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録することとし、文書の作成、管理等に関する規程類を整備・運用する。
  - (2) 会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報及び個人情報適切に取扱うための規程類を整備・運用する。また、社内研修等の機会を通じ、従業員に対して、その遵守を徹底する。
  - (3) 会社法、金融商品取引法及び証券取引所の適時開示規則に基づき、事業報告、計算書類、有価証券報告書等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社グループの業務執行に係るリスクについて、その未然防止及び迅速な対処を行うことを目的として、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理の方針、体制並びにリスク発生時の対応等を明確化する。
  - (2) 取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
  - (3) 内部監査担当者による内部監査を通じて各組織の内部管理体制及びその適正性・有効性を検証・評価し、改善を促すことでリスク管理体制の適正性を確保する。
  - (4) 財務報告に係る内部統制について、社内の責任体制等を明確にし、財務報告の信頼性を確保する。
4. 取締役及び使用人（従業員）の職務執行の効率性の確保に関する体制
  - (1) 「組織規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」において経営組織、職制、業務分掌並びに職位別の決裁事項及び決裁権限を定め、効率的に職務を執行する。
  - (2) 取締役会において事業計画を定めるとともに、会社として達成すべき目標を明確化し、取締役会及び経営会議において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

- (3) 社内規程の運用の徹底により、日常業務の効率化を図る。また、具体的状況のもとで社内規程の改訂の必要が生じた場合、直ちにこれを協議し整備に努める。
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
    - (1) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。
    - (2) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会の承認を得るまたは報告を行う。
    - (3) 当社が設置する内部通報窓口は、当社及び当社子会社の全ての役員及び使用人が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
    - (4) 内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。
    - (5) 監査役は「監査役監査基準」に基づき、取締役及び使用人から子会社管理の状況について報告または説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。
  6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
  7. 監査役の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
    - (1) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。
    - (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、当該業務について監査役の指示に従うものとする。
  8. 監査役への報告に関する体制
    - (1) 監査役は、取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
    - (2) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合には、速やかに監査役に報告する。また、重要な意思決定、重要な会計方針、会計基準、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
  9. 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
「内部通報規程」を準用し、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することのないような措置を講ずる。
  10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行にあたり生じた費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理する。
  11. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - (1) 「監査役会規程」の定めに基づき、監査役は重要な会議に出席して意見を述べるとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスクのほか、監査役による監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換することとする。
    - (2) 監査役会は、必要に応じて取締役及び重要な使用人等からの個別ヒヤリングの機会を設けることができる。

(3) 内部監査と監査役監査の連携の意義・目的を十分理解し、内部監査と監査役監査の連携及び相互補完を図る。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 当事業年度末日における特定完全子会社に関する事項

(単位：百万円)

| 会社名                          | 住所                                                              | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------|---------|
| 株式会社豊島製作所                    | 埼玉県東松山市大字下野本1414番地                                              | 1,317    | 972     |
| TOSHIMA (THAILAND) CO., LTD. | 789/169 Moo 1, Tambol Nongkham, Amphur Sriracha, Chonburi 20230 | 420      | 972     |
| 株式会社エアロクラフトジャパン              | 神奈川県横浜市都筑区川向町922番地16                                            | 1,236    | 972     |
| 株式会社NGTG01                   | 東京都渋谷区渋谷1-3-18ビラ・モデルナA402                                       | 200      | 972     |

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけておりますが、現在、成長過程にあると考えており、新たな製造業の譲受や既存譲受企業における設備投資等の積極的な事業展開を行っていくことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

このことから、設立以来優先株式に係る配当を除き、配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、事業拡大のための投資及び既存事業の必要運転資金としての現金活用を優先する方針です。将来的には、各事業年度の経営成績及び財政状態を勘案しながら自社株買い又は配当といった形で株主への利益還元を検討していく方針であります。

当社は、年1回の期末配当を基本方針としておりますが、併せて「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を四捨五入表示しております。

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

株式会社技術承継機構

(単位：百万円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>I 流動資産</b>	<b>536</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>641</b>
現金及び預金	253	関係会社短期借入金	610
前払費用	2	未払法人税等	3
1年内回収予定の長期貸付金	40	未払金	3
関係会社短期貸付金	248	関係会社未払金	1
関係会社立替金	2	未払費用	7
関係会社貸倒引当金	△10	預り金	3
その他流動資産	1	その他流動負債	13
<b>II 固定資産</b>	<b>436</b>	<b>II 固定負債</b>	<b>400</b>
(無形固定資産)	3	関係会社事業損失引当金	400
ソフトウェア	3	<b>負債合計</b>	<b>1,041</b>
(投資その他の資産)	434	<b>純資産の部</b>	
関係会社株式	430	<b>I 株主資本</b>	<b>△68</b>
従業員長期貸付金	3	資本金	55
繰延税金資産	0	資本剰余金	258
その他投資資産	0	資本準備金	258
		<b>利益剰余金</b>	<b>△382</b>
		その他利益剰余金	△382
		繰越利益剰余金	△382
		<b>純資産合計</b>	<b>△68</b>
<b>資産合計</b>	<b>972</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>972</b>

# 損益計算書

( 2024年1月1日から  
2024年12月31日まで )

株式会社技術承継機構

(単位：百万円)

勘定科目	金額	
売上高		334
売上総利益		334
販売費及び一般管理費		281
営業利益		53
営業外収益		
受取利息	2	2
営業外費用		
支払利息	5	
上場関連費用	3	
雑損失	0	8
経常利益		47
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	10	
関係会社事業損失引当金繰入額	400	
関係会社株式評価損	11	421
税引前当期純損失		△375
法人税、住民税及び事業税	12	
法人税等調整額	1	13
当期純損失		△388

# 株主資本等変動計算書

( 2024年1月1日から  
2024年12月31日まで )

株式会社技術承継機構

(単位：百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	55	258	—	258	57	57	—	370	370
当期変動額									
自己株式の取得							△50	△50	△50
自己株式の消却			△50	△50			50	—	—
利益剰余金から資本剰余金への振替			50	50	△50	△50		—	—
剰余金配当					△1	△1		△1	△1
当期純損失					△388	△388		△388	△388
当期変動額合計	—	—	—	—	△439	△439	—	△439	△439
当期末残高	55	258	—	258	△382	△382	—	△68	△68

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法を採用しております。

ソフトウェアは、利用可能期間（5年）による定額法により償却しております。

(3) 引当金の計上方法

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業損失に備えるため、関係会社の財務状態等を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、子会社との契約に基づき経営支援等を行っており、対価として経営支援料を収受しております。この契約においては、当社の子会社に対し経営支援等を行うことを履行義務として認識しております。

この経営支援等は、契約における義務を履行するにつれて子会社が便益を享受すると考えられるため、役務を提供する期間にわたり収益を計上しております。

### 会計上の見積りに関する注記

関係会社投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	431
関係会社短期貸付金	248
関係会社貸倒引当金	△10
関係会社事業損失引当金	400
関係会社貸倒引当金繰入額	10
関係会社事業損失引当金繰入額	400
関係会社株式評価損	11

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式については、移動平均法による原価法により取得原価を貸借対照表に計上し、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が取得原価に比べ50%以上低下した場合には、著しく低下したものとし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。関係会社貸付金の評価につきましては、関係会社の財政状態及び経営成績を考慮し、期末日時点の対象会社の債務超過金額及び支払能力を総合的に勘案した上で、回収不能見込額を関係会社貸倒引当金として計上しております。また既存の投資額を超えて、当社が負担することになる損失見込額を関係会社事業損失引当金として計上しております。実質価額は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した各社の財務数値を基礎とし、必要に応じて将来利益計画に基づく将来キャッシュ・フローを用いて算定しております。

② 翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度の関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には、関係会社貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の追加引当が必要となる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

保証債務

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社豊島製作所	229	百万円
株式会社天鳥	607	
株式会社NGTG06	344	
株式会社NGTG08	464	
計	1,643	百万円

注. 株式会社NGTG06、株式会社NGTG08は譲受のための特別目的会社です。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	334百万円
販売費及び一般管理費	2百万円
営業取引以外の取引による取引高	6百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式(注) 2. 3.	37,996,890	1,417,000	31,531,112	7,882,778
S種優先株式(注) 1.	2,500,000	—	2,500,000	—
A種優先株式(注) 2.	1,300,000	—	1,300,000	—
無議決権株式(注) 2.	117,000	—	117,000	—
合計	41,913,890	1,417,000	35,448,112	7,882,778

- (注) 1. 2024年3月29日開催の定時株主総会決議により、全てのS種優先株式を自己株式として取得し、2024年3月29日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、当該種類株式の全部を消却しております。
2. 2024年10月16日開催の取締役会決議により、2024年10月31日付で定款の定めに基づき全てのA種優先株式及び無議決権株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及び無議決権株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、2024年10月16日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、2024年10月31日付で当該種類株式の全部を消却しております。なお、2024年10月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部変更を行い、2024年11月1日付で種類株式に関する定款の定めを廃止しております。
3. 2024年10月31日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で株式5株を1株に株式併合しております。これにより株式数は31,531,112株減少し、発行済株式総数は7,882,778株となっております。

### (2) 自己株式の種類及び総数

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式				
S種優先株式(注) 1.	—	2,500,000	2,500,000	—
A種優先株式(注) 2.	—	1,300,000	1,300,000	—
無議決権株式(注) 2.	—	117,000	117,000	—
合計	—	3,917,000	3,917,000	—

- (注) 1. 2024年3月29日開催の定時株主総会決議により、全てのS種優先株式を自己株式として取得し、2024年3月29日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、当該種類株式の全部を消却しております。
2. 2024年10月16日開催の取締役会決議により、2024年10月31日付で定款の定めに基づき全てのA種優先株式及び無議決権株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及び無議決権株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、2024年10月16日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、2024年10月31日付で当該種類株式の全部を消却しております。なお、2024年10月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部変更を行い、2024年11月1日付で種類株式に関する定款の定めを廃止しております。

### (3) 配当に関する事項

#### 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月29日	S種優先株式	1	0.20	2023年12月31日	2024年3月29日
2024年3月29日	S種優先株式	0	0.05	2024年3月29日	2024年3月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

### (4) 新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数 該当事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	0百万円
関係会社貸倒引当金	4百万円
関係会社事業損失引当金	138百万円
合計	142百万円
評価性引当額	△142百万円
繰延税金資産合計	0百万円
繰延税金負債	—
繰延税金資産の純額	0百万円

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金に照らして、必要な資金を関係会社からの借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク及びその管理体制

関係会社短期貸付金は、信用リスクに晒されておりますが、各関係会社の財政状態及び経営成績を定期的にモニタリングすることにより管理しております。また、従業員長期貸付金（1年内回収予定の長期貸付金を含む）は信用リスクに晒されておりますが、従業員貸付金規程に基づき、適切に管理しております。

関係会社短期借入金、流動性リスクに晒されておりますが、当社ではキャッシュ・フローの予算及び実績の分析を通じてグループ各社を含めた資金需要を把握することで、当該リスクを管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
従業員長期貸付金(注3)	43	43	0
資 産 計	43	43	0

(注1) 現金及び預金、関係会社短期貸付金、関係会社立替金、関係会社短期借入金、未払金、関係会社未払金、未払費用、預り金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	430

(注3) 従業員長期貸付金は1年内回収予定の長期貸付金（流動資産）と従業員長期貸付金（投資その他の資産）の合計額であります。

(注4) 従業員長期貸付金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 収益認識に関する注記

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) (4) 「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

(2) 子会社

(単位：百万円)

種 類	会社等 の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社 豊島製作所	所有 間接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任 資金の借入 債務保証	経営支援(注1)	120		
				資金の借入(注2)	110	関係会社 短期借入金	110
				債務保証(注3)	229		
子会社	株式会社 東洋マーク	所有 直接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任 資金の借入	資金の借入(注2)	500	関係会社 短期借入金	500
子会社	FAシンカテクノロジー株式会社	所有 直接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注2)	95	関係会社 短期貸付金	95
子会社	株式会社エアロクラフトジャパン	所有 間接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任	経営支援(注1)	59		
子会社	株式会社 天鳥	所有 間接100%	経営支援 役員の派遣 役員の兼任 債務保証	経営支援(注1)	42		
				債務保証(注3)	607		
子会社	株式会社 NGTGトレーディング	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付(注2)	152	関係会社 短期貸付金 (注5)	152
子会社	株式会社 NGTG06 (注4)	所有 直接100%	子会社株式の管理 債務保証	債務保証(注3)	344		
子会社	株式会社 NGTG08	所有 直接100%	子会社株式の管理 債務保証	債務保証(注3)	464		

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営支援料については、対象会社の規模等を鑑み一定の基準に基づき決定しております。

(注2) 各子会社に対する資金借入及び資金貸付の利率については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

(注4) 株式会社NGTG06に対して、関係会社事業損失引当金400百万円を計上しております。

(注5) 株式会社NGTGトレーディングへの関係会社短期貸付金に対して、関係会社貸倒引当金10百万円を計上しております。

## 一株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額  $\Delta$  8円69銭
- (2) 1株当たり当期純損失 ( $\Delta$ )  $\Delta$  49円24銭

## 重要な後発事象に関する注記

(一般募集による新株式の発行)

当社は、2025年2月5日に東京証券取引所グロース市場に上場しました。2024年12月27日の取締役会において下記のとおり公募による新株式の発行を決議し、2025年1月28日に発行価格等を下記のとおり決定しております。なお、公募による新株発行については2025年2月4日に払込を受けており、資本金は741百万円、発行済株式総数は8,627,778株となっております。

①募集方法 一般募集（ブックビルディング方式による募集）

②募集株式の種類及び数 普通株式 745,000株

③発行価格 1株につき2,000円

④引受価額 1株につき1,840円

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

⑤払込金額 1株につき金1,572.50円

この金額は会社法上の払込金額であり、2025年1月21日開催の取締役会において決定された金額であります。

⑥資本組入額 1株につき920円

⑦発行価額の総額 1,172百万円

この金額は会社法上の払込金額の総額であります。

⑧増加する資本金の額 685百万円

⑨増加する資本準備金の額 685百万円

⑩引受価額の総額 1,371百万円

⑪払込期日 2025年2月4日

⑫資金の使途 全額をM&A待機資金とし、2027年12月末日までに当社グループの事業拡大に資する譲受に充当する予定であります。

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2024年12月27日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券を割当先とする第三者割当増資による新株発行を決議し、2025年1月28日に割当価格等を下記のとおり決定しております。

①募集方法 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに係る発行）

②募集株式の種類及び数 普通株式 218,200株（上限）

③割当価格 1株につき1,840円

④払込金額 1株につき1,572.50円

⑤資本組入額 1株につき920円

⑥割当価格の総額 436百万円（上限）

⑦払込期日 2025年3月10日

⑧資金の使途 「一般募集による新株式の発行 ⑫ 資金の使途」と同一であります。

独立監査人の監査報告書

2025年2月25日

株式会社技術承継機構

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 尾 形 隆 紀 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社技術承継機構の2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年12月27日及び2025年1月21日開催の取締役会において一般募集による新株式の発行を決議し、2025年2月4日に払込が完了している。また、同取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社の取締役及び使用人等からも必要に応じてその構築及び運用の状況について報告を受け、説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

株式会社技術承継機構 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 小暮 克夫 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 丹羽 杏梨 ㊟

監査役 岩間 正俊 ㊟

監査役（社外監査役） 沖田 美恵子 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

当社の今後の資本政策等の柔軟性・機動性の向上を目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替える手続きを実施したいと存じます。

#### 1. 減少すべき資本金の金額

資本金の額 931,269,050円

#### 2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025年4月30日